

看護実践教育研究センター規程

令和2年12月1日 規程第193号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学看護学部附属看護実践教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、社会的要請に応えるべく地域包括医療を遂行するためのヘルスケアを実践し、医療機関・福祉施設・保健施設と地域との協働・連携を円滑に運営できる看護実践家を創出すること、ケアのパフォーマンスを向上させる高度な教育・研究・開発を促進させ、その成果を地域や国内外に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護実践家に対する教育研修の運営と共同研究開発
- (2) 指定研修機関としての特定行為研修の運営、実施
- (3) 看護学関連分野の教育・研究指導の講師等の派遣
- (4) 看護学関連分野の国内外への情報発信
- (5) その他センターの目的を達成するための必要な事業

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) センター職員

(センター長)

第5条 センター長は、看護学部（以下「学部」という。）の教授のうちから、看護学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学部長が推薦し、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターに関することを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名し、教授会の議を経て学部長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。
- 4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の任期期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、静岡県立大学の学部及び研究科並びに静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）においてセンターの研究関連分野を研究する教員のうちから、各部局の教授会又は研究科委員会の承認を得てセンター長が委嘱する。

- 2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター研究員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、県立大学の教員又は職員以外のセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

- 2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター客員研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの運営を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を教授会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。